

「戸田市健全な教育環境確保のための住宅開発抑制に関する指導要綱」に係る受入困難地区等の指定見直しについて

受入困難地区等一覧表

令和5年7月1日時点

「戸田市健全な教育環境確保のための住宅開発抑制に関する指導要綱」第5条に基づく学校施設ごとの受入困難地区等を下表のとおり指定する。

| 学校施設（小学校） | 受入困難地区等 |
|-----------|---------|
| 戸田第一小学校 | 準監視地区 |
| 戸田第二小学校 | 準監視地区 |
| 新曽小学校 | 準監視地区 |
| 美谷本小学校 | 監視地区 |
| 笹目小学校 | 準監視地区 |
| 戸田東小学校 | 準監視地区 |
| 戸田南小学校 | 準監視地区 |
| 喜沢小学校 | 監視地区 |
| 笹目東小学校 | 監視地区 |
| 新曽北小学校 | 受入困難地区 |
| 美女木小学校 | 準監視地区 |
| 芦原小学校 | 準監視地区 |

| 学校施設（中学校） | 受入困難地区等 |
|-----------|---------|
| 戸田中学校 | 地区指定なし |
| 戸田東中学校 | 地区指定なし |
| 美笹中学校 | 地区指定なし |
| 喜沢中学校 | 地区指定なし |
| 新曽中学校 | 地区指定なし |
| 笹目中学校 | 地区指定なし |

受入困難地区等について

上表の受入困難地区等については、変更することがある。

「戸田市健全な教育環境確保のための住宅開発抑制に関する指導要綱」第7条に基づく教育委員会との協議において、計画戸数の上限と併せて最新情報を確認すること。